

都市計画税充当額一覧

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園事業等）や、土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課されている地方税で、固定資産税と同様に1月1日現在の土地、家屋の所有者に課税されます。

平成30年度新居浜市一般会計予算、公共下水道事業特別会計予算における都市計画税の充当状況については、次のとおりです。

単位：千円

区 分		平成30年度 予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県支出金	地方債	その他		うち都市計画税
街路事業		80,140	16,775	55,500	0	7,865	3,420
公園事業		97,610	30,000	42,100	0	25,510	11,090
下水道事業		1,913,750	570,025	1,243,100	39,900	60,725	26,400
公債費	一般会計分	948,498	0	0	0	948,498	412,366
	公共下水道事業特別会計分	2,924,732	0	550,000	747,515	1,627,217	707,444
	小 計	3,873,230	0	550,000	747,515	2,575,715	1,119,810
合 計		5,964,730	616,800	1,890,700	787,415	2,669,815	1,160,720

※予算額は、都市計画税を充当する事業の合計となっており、区分全体の予算額とは異なります。